

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年5月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

増値税税率の簡素化および増値税改革に関する徴収管理問題についての新规定

2017年4月19日に開催された国務院常務会議において、李克強首相は増値税改革を継続して推進し、増値税税率構造を簡素化すること¹を決定した。2017年7月1日から、13%の増値税税率は廃止され、農産物、天然ガス等に適用される税率は13%から11%に引き下げられる。

また、国家税務総局は2017年4月20日に第11号公告²(以下「11号公告」)を公布し、増値税改革の試験導入において浮かび上がった徴収管理問題について、明確化と解釈を行った。仕入税額控除にかかる証ひょうの認証・確認期限、および建築業小規模納税者による増値税専用発票の自社発行に関する規定を除き、11号公告における大部分の規定は2017年5月1日から施行される。施行日以前に発生した未処理事項については、11号公告の規定に基づき執行される。

(1) 増値税税率13%は2017年7月1日より廃止

中国における増値税の現行税率は17%、13%、11%と6%を含む4段階構造であり、また簡易課税方式に用いる徴収率が別途設定されている。複数税率が併存する主な理由は歴史的背景によるものであるが、実務上では、税務上のコンプライアンスや正しい税務処理の選択について、企業に大きな挑戦をもたらしている。そのため税率の簡素化と税務コンプライアンスコストの削減は、企業と税務機関が注目してきた課題の一つである。

今回の税率の簡素化により廃止される13%の増値税税率は、主に下記3種類の製品に係るものである。

1. 穀物、食用植物油、飼料、化学肥料等
2. 水道水、暖房装置、天然ガス等の公益事業製品
3. 図書、新聞、雑誌等の文化類製品

留意点として、今回は農産物、天然ガス等にかかる増値税税率が13%から11%に引き下げられるとともに、仕入税額の減少による税負担の増加を避けるため、農産物の高付加価値加工を行う企業に対し、農産品仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変わらない。

上述の内容は国務院常務会議での決定であり、具体的な規定および実施細則については、財政・税務部門の公布が待たれる。

(2) 建築業界に関する一部の徴収管理事項

建築企業が発注者と工事請負契約を締結した後、内部授権または三者協議等を通じて、グループ内のその他の納税者(すなわち第三者)に発注者向け建築サービスの提供を授権し、かつ第三者が発注者と直接工事代金の決済を行う場合、増値税の納付および発注者向け増値税発票の発行は、発注者と工事請負契約を締結する建築企業ではなく、第三者が行う。また発注者は、建築サービスを実際に提供する納税者が発行する増値税専用発票をもって、仕入税額控除を行うことができる。

1 国務院常務会議(中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト(中国語))

2 第11号公告(国家税務総局ウェブサイト(中国語))

建築業において、落札企業が一部の工事について、内部授権または三者協議等を通じて、グループ内のその他の企業に実際のサービス提供を授権するアレンジはよく見られるが、その場合における増値税専用発票の発行および仕入税額控除に関するコンプライアンス問題の解決が、この規定の目的である。

企業が同一の地級行政区において県(市、区)をまたいで建築サービスを提供する場合、国家税務総局 2016 年 17 号公告の適用対象外であり、すなわち、17 号公告でいう「県(市、区)をまたいで建築サービスを提供すること」に該当しない。そのため 17 号公告に基づき、建築サービス発生地管轄国家税務局にて税金の予納を行う必要はない。

2017 年 6 月 1 から、建築業は増値税小規模納税者による増値税専用発票の自社発行に係る試験導入の対象となる。建築業に属し、かつ月次売上高が 3 万元以上(あるいは四半期売上高が 9 万元以上)の増値税小規模納税者が建築サービスの提供、貨物の販売、あるいはその他の増値税課税行為を行い、増値税専用発票の発行を必要とする場合、増値税発票管理新システムを通じて、自ら増値税専用発票を発行することができる。

(3) 混合販売および兼営

実務において、混合販売や税率の異なる業務の兼営を行う場合の実務上の処理は、複雑で論争を起こしやすい領域である。

11 号公告において、納税者が仮設建築物、機械設備、鋼構造材料等の自社生産貨物を販売すると同時に建築・据付サービスを提供する場合、混合販売行為に該当せず、貨物販売と建築サービスの売上高を区分して計算し、それぞれ適用すべき税率あるいは徴収率に基づき税額を計算しなければならないと明確にしている。

また 11 号公告においては、エレベーターの販売と関連のサービス提供に従事する企業に起こる典型的な問題についても明確にしている。具体的には

- 増値税一般納税者がエレベーターを販売すると同時に据付サービスを提供する場合、据付サービスについては、甲工事として簡易課税方式の適用を選択することができる
- 企業が据付運行後のエレベーターについてメンテナンス保守サービスを提供する場合、「その他の現代サービス」として増値税を納付する

(4) 機構をまたぐ銀行カード決済サービスに関する発票発行の取扱い

機構をまたぐ銀行カード決済は通常、イシュア(issue: カード発行機構)、決済機構(例えば銀聯)、アクワイアラ(acquirer: カード加盟店契約会社)を含む三者の金融機構にかかわる。増値税改革以降、カード加盟店は、金融機構によるカード決済手数料にて発生する仕入増値税を仕入税額控除することができるが、どの金融機構がカード加盟店に増値税専用発票を発行すべきか、および三者の金融機構の間における発票発行の取扱いは、業界内で検討の焦点となってきた。

11 号公告において、下記の取扱いについて明確にされている。

- **イシュア**
アクワイアラに請求するカード発行サービス費を売上高とし、当該売上高の金額に基づき決済機構に増値税発票を発行する。
- **決済機構**
イシュアとアクワイアラに請求するネットワークサービス費を売上高とし、イシュアの支払ったネットワークサービス費に基づきイシュアに増値税発票を発行し、アクワイアラの支払ったネットワークサービス費に基づきアクワイアラに増値税発票を発行する。また、決済機構がイシュアから取得した増値税発票に記載された発行サービス費を決済機構の売上高と一緒に計上した上で、当該売上高の金額に基づきアクワイアラに増値税発票を発行する。
- **アクワイアラ**
カード加盟店に請求するアクワイアリングサービス費を売上高として、当該売上高に基づきカード加盟店に増値税発票を発行する。

(5) 仕入税額控除に係る発票の認証・確認期限が 360 日まで延長

増値税の現行規定により、増値税一般納税者は取得した増値税専用発票、自動車販売統一発票に対して、発行日から 180 日以内に発票の認証、あるいは増値税発票選択・確認プラットフォームに登録の上確認を行い、かつ認証・確認が完了した当月に仕入税額控除の申告を行う必要がある。それに合わせて、増値税一般納税者は取得した税関輸入増値税専用納付書に対して、発行日から 180 日以内に審査照合を申請し、その後仕入税額控除の申告を行う必要がある。

実務上において、納税者がさまざまな原因により認証照合等の作業を規定の 180 日以内に完了できなかった結果、仕入税額控除の適用を受けられなくなり、税務上一定の損失を受けたケースが存在する。11 号公告により、上述の

発票と税関輸入増値税専用納付書に関する認証・確認および審査照合の期限は、「関連証ひょうの発行日より180日」から「360日」に延長された。これは、仕入税額控除の面で企業にとって有利な影響をもたらす。

当該規定は2017年7月1日より施行される。

(6) その他の規定

- 納税者に2016年5月1日以前に発生した営業税課税業務について発票の再発行を行う必要がある場合、2017年12月31日までに増値税普通発票を発行することができる(国家税務総局による別途規定がある場合を除く)
- 植物手入れサービスに対して、「その他の生活サービス」として増値税を納付する

(7) デロイトの考察およびアドバイス

増値税改革の全面展開から一年近く、国家の財政・税務部門は実務において発見された、あるいは浮かび上がった問題について、一連の後続規定を公布することで明確化を図ってきた。11号公告における十条の規定は、一部業界における典型的な問題に対する税務上の取扱いについて明確な意見を提供するとともに、仕入税額控除にかかる証ひょうの認証・確認期限の延長、全面的な増値税改革以前に発生した営業税課税業務にかかる発票の再発行期限の延長等の措置を通じて、企業と税務当局間の争議の減少、および納税者におけるコンプライアンスコストの低減等に寄与するものである。関連の納税者には、11号公告の内容について把握し、自身の実際の状況に基づき対応措置(例えば価格のレビューと調整、契約書の修正、川上・川下企業とのコミュニケーション等)を取ることを推奨する。

なお、増値税税率の簡素化に関する情報は基本的に明確となり、農産物、天然ガス等にかかる増値税税率は13%から11%に引き下げられる。これは、関連企業における税負担の軽減や業界の発展に有利であることは明確である。関連企業には、今後の規定公布に関する動向に留意し、政策による減税効果をより効果的に利用できるよう、積極的に準備を行うことを推奨する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.